

国立大学法人東京科学大学研究活動不正防止計画

研究活動不正防止対策委員会
令和7年7月31日

「国立大学法人東京科学大学における公正な研究活動に関する規則」第5条及び「国立大学法人東京科学大学における教育研究資金の適正な運営・管理に関する規則」第4条に基づき、不正防止に係る大学全体の具体的な対策を講じていくため、以下のとおり研究活動不正防止計画を定める。

1. 責任体系の明確化

実施項目	不正行為防止計画		対応部署等
	実施内容	具体的な行動計画	
責任と権限の明確化	<ul style="list-style-type: none"> 教育研究資金の運営・管理を適正に行うため、運営・管理に関わる責任と権限の体系を明確化し、周知・徹底を図り、学内外に周知・公表する。 	<ul style="list-style-type: none"> 責任体系図を作成し、ホームページへの掲載等で周知する。 	研究推進部

2. 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

実施項目	不正行為防止計画		対応部署等
	実施内容	具体的な行動計画	
コンプライアンス教育・啓発活動、ルールの明確化・統一化	<ul style="list-style-type: none"> 教育研究資金の管理・運営に関するルールについて、教職員に対するコンプライアンス教育と啓発活動を行い、基礎的な部分も含めて周知を徹底する。 	<ul style="list-style-type: none"> 教育研究資金の管理・運営に関わる全ての教職員に対し、コンプライアンス・研究倫理教育を行うとともに不正を行わない旨の誓約書の提出を求める。 これまで発生した他大学等における不正事案等について、既存の会議体を活用し、全ての教職員に対し周知徹底を図る。 事務処理手続きに関するルールを分かりやすく整理のうえ、ハンドブック等を作成し、ホームページへの掲載等により周知する。 	研究推進部 研究推進部 各部局 研究推進部

不正に対する意識の向上	<ul style="list-style-type: none"> 不正リスク管理の基盤となる行動規範を策定し、構成員へ周知を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 東京科学大学における研究者等の行動規範を策定し、ホームページへの掲載等において周知を図る。 	研究推進部
-------------	--	---	-------

3. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

実施項目	不正行為防止計画		対応部署等
	実施内容	具体的な行動計画	
不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> 不正発生の要因を把握し、具体的な不正防止計画を策定する。また、計画等が陳腐化しないように見直しを図っていく。 	<ul style="list-style-type: none"> 研究活動不正防止対策委員会において、不正発生の要因について大学全体の状況を把握する。 不正防止計画を策定し実施する。 不正発生要因に応じて随時「不正防止計画」の見直しを行う。 	研究推進部

4. 研究費の適正な運営・管理活動

実施項目	不正行為防止計画		対応部署等
	実施内容	具体的な行動計画	
予算執行状況の管理・把握	<ul style="list-style-type: none"> 予算の執行状況を検証し、実態と合ったものになっているか確認する。予算執行が当初計画に比較して著しく遅れている場合は、研究計画の遂行に問題がないか確認し、問題があれば改善策を講じる。 	<ul style="list-style-type: none"> 予算執行が年度末に集中するなど、執行の遅れがないか財務会計システム等により確認を行い、問題が生じている場合は、必要に応じて研究者等にその理由を確認するとともに、適正な対応を行う。 	財務部 研究推進部

5. 情報発信・共有化の推進

実施項目	不正行為防止計画		対応部署等
	実施内容	具体的な行動計画	
相談窓口の設置と周知	<ul style="list-style-type: none"> 研究者が日常的な研究活動において、自らの行為がルール等に抵触するの可否かを事前に相談できる体制を整備する。 教育研究資金の不正への取組に関する機関の 	<ul style="list-style-type: none"> 教育研究資金の使用ルール等に関する相談窓口を設置する。 不正防止への取組について、ホームページへの掲載等で周知する。 	財務部 研究推進部

	方針等を外部に公表する。		
--	--------------	--	--

6. モニタリングの在り方

実施項目	不正行為防止計画		対応部署等
	実施内容	具体的な行動計画	
実効性のある監査の実施	<p>・不正の発生の可能性を最小にすることを目指し、不正発生のリスクを早期に発見できる全学的な視点から実効性のあるモニタリング体制を整備する。</p>	<p>教育研究資金の執行に係るモニタリングは、次に掲げる複数の手法により、それぞれの立場から多様な観点でモニタリングを行う。必要に応じ相互に連携することによりモニタリング全体の機能を強化する。</p> <p>(1) 日常的なモニタリング（予算責任者による日常的・定期的なモニタリング）</p> <p>(2) 監査室によるモニタリング（リスクアプローチ監査等）</p> <p>(3) 研究活動不正防止対策委員会によるモニタリング（不正防止計画の実施状況の確認・分析）</p>	<p>財務部 各部局 監査室 研究推進部</p>